

令和元年度

北海道優良品種
認定審議会
議案

令和2年1月

北海道

目 次

○ 協議資料

- 1 「北海道優良品種認定審議会運営要綱」(案) 1
- 2 「北海道農作物優良品種」の認定候補 3
- 3 「北海道農作物優良品種」の認定取消し候補 6 1

○ 参考資料

- 1 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例 6 3
- 2 北海道農作物優良品種認定要領 6 9

1 北海道優良品種認定審議会運営要綱(案)

令和 年 月 日 北海道優良品種認定審議会

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(平成 31 年北海道条例第 1号。以下「条例」という。)第 21 条の規定に基づき、北海道優良品種認定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員欠席の場合の取扱い)

第2条 委員が審議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

ただし、委員が会長に協議し必要と認められた場合は、この限りではない。

2 委員が審議会に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について文書を持って意見を述べるができるものとする。

(委員以外の出席の取扱い)

第3条 会長が必要と認めるときは、委員及び代理の者以外の有識者等に審議会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は公開する。

2 ただし、開催に当たり、次の事由に該当する場合は、審議会の決定により会議を非公開とすることができるものとする。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあること

(2) 公開することにより、特定の者に不当な利益や不利益をもたらすおそれがあること

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、北海道農政部生産振興局農産振興課において処理する。

(会長への委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の議事その他運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第7条 条例第 17 条で規定する品種及びその他道内に普及すべき別表に記載する農作物の品種について、優良品種の認定及び当該認定の取消しに関し、知事の諮問に応じ調査審議を行う。

別表

稲作物	畑作物	園芸作物	飼料作物
水稲	小麦 大麦 大豆 小豆 えんどう いんげん そば てん菜 馬鈴しょ なたね その他	トマト かぼちゃ たまねぎ ねぎ 食用ゆり だいこん にんじん いちご メロン アスパラガス すいか ほうれんそう りんご おうとう なし ぶどう 小果樹類 花き類 台木類 その他	(牧草類) クローバ類 アルファルファ チモシー オーチャードグラス ライグラス類 フェスク類 ケンタッキーブルーグラス ブロームグラス ガレガ その他 (飼料用作物) とうもろこし その他

2 「北海道農作物優良品種」の認定候補

・ 優良品種（15品種）

作物名	品種名(系統名)	育成機関等	頁
秋まき小麦	北見95号	道総研北見農業試験場	5
てんさい	HT43	マリボヒレスハググ種子会社（スウェーデン） （導入：北海道糖業株式会社）	8
	H152	セスバンデルハーベ種子会社（ベルギー） （導入：ホクレン農業協同組合連合会）	11
そば	キタミツキ	農研機構北海道農業研究センター	14
チモシー	北見35号	道総研北見農業試験場 ホクレン農業協同組合連合会	17
オーチャートグラス	東北8号OG	農研機構北海道農業研究センター 東北農業研究センター 雪印種苗株式会社	21
アルファルファ	北海8号	農研機構北海道農業研究センター	25
アカローバ	SW RK1124	ラントメネン社（スウェーデン） （導入：雪印種苗株式会社）	29
とうもろこし (サイレージ用)	北交91号	農研機構北海道農業研究センター 道総研酪農試験場	32
	TH1513	クラインワンツレーベン育種株式会社(ドイツ) （導入：タキイ種苗（株））	36
	TH1525	エンアース社（フランス） （導入：タキイ種苗（株））	40
	KEB6471	モンサント社（フランス） （導入：カネコ種苗（株））	44
	X05D718	パイオニア社（アメリカ） （導入：ホクレン農業協同組合連合会）	48
	P1690	パイオニア社（アメリカ） （導入：ホクレン農業協同組合連合会）	52
	HE15037	リマグレインベルノルホルディング社（フランス） （導入：雪印種苗（株））	56

白紙